

平成 27 年度 第 2 回滋賀県原子力安全対策連絡協議会概要

滋賀県防災危機管理局原子力防災室

I 日 時 平成 27 年 12 月 21 日（火）10 時から 11 時 50 分

II 場 所 滋賀県庁新館 7 階大会議室

III 出席者 別添名簿参照

IV 内 容

1 西川防災危機管理監挨拶

各市町の皆様におかれましては、本日は、急な会議でございまして、年末の大変お忙しい中御出席いただき誠にありがとうございます。

さて、県におきましては、この原連協の場を通じまして、原子力事業者からの情報収集と、県内市町の皆様との情報共有に努めているところです。

原発については、稼働の有無に関わらず、現に原子力施設が存在する以上リスクが有ることから、万が一にも原子力災害を起こさせない、かつ、それでも災害が起こってしまった際に被害を最小化するため、実効性ある多重防護体制の構築が必要です。防災対策・避難計画が多重的、重層的に確立されていることが必要不可欠であると考えています。

県としては、今後ともこの「協議会」を着実に運営しながら、関係の皆様との相互理解、そして連携を深め、原子力防災対策の更なる充実強化と、県民の皆様への安全・安心の確保に向け、努力を続けてまいります。

さて、本日は、高浜発電所に係る広域避難計画等を定める「緊急時対応」が、先日取りまとめられましたことから、内閣府から内容の御説明を頂くとともに、原子力事業者の皆様から、原子力発電所に係る現況の報告を頂き、今後の防災対策に向けた情報の共有を進めたいと考えております。

また、本県が唯一未締結でありました、高浜発電所に係る原子力安全協定につきまして、長浜市、高島市および県が関西電力と交渉を続けてきた結果、一定の合意に至りましたので、その内容についても御報告をいたします。

本日は、滋賀県原子力防災専門会議の委員の皆様にもアドバイザーとして御参加いただいておりますので、課題の抽出や、施策推進に向けたアドバイスなどを賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、本日は、専門会議委員、内閣府、原子力事業者の皆様におかれましては、遠路御出席いただきましたことについて、ありがとうございます。心よりお礼を申し上げます。

せっかくの機会ですので、御参加の皆様から様々な観点で御意見、御質問いただき、有意義な会となりますようお願いをし、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

2 議事

- (1) 高浜地域の緊急時対応について
資料1-1、1-2に沿って説明（内閣府）
- (2) 高浜発電所に係る原子力事業者との連携協力について
資料2-1、2-2に沿って説明（事務局）
- (3) 原子力発電所に係る現況報告について
資料3-2から3-4に沿って説明（原子力事業者）

■高浜地域の緊急時対応について意見交換

○高島市

先日の福井エリア地域原子力防災協議会でも触れさせていただきましたが、基本的にこの緊急時対応はUPZ内の対応が書かれています。UPZ外の話については、国の防災指針においても、必要に応じてUPZ内と同じ対応を取ると書かれているだけです。

この前の協議会においても、この点について、災害対応は色んな状況を予測して書いているが、UPZ圏外の対応について基準を設けることは科学的に合理的ではない、という御回答があったように思います。確かに基準として明確に決めるところまではいかないのかもしれませんが、UPZ外においても、風の方向性によっては影響が出るかもしれない。基準ではないにしろ、緊急時対応としてUPZ外に対するモニタリングの対応など、なんらかの処置についてもう少し触れておくべきではないかと考えるが、いかがでしょうか。

○内閣府

今の説明の中で触れるべきだった点を御指摘いただいたと思います。PAZ、UPZ圏内外という3つのカテゴリがあるわけですが、もし放射性物質が放出されて空間線量が高まる事態が起こってしまった場合に、たとえば5km圏に境界線があるわけではありません。そこにフェンスがあるわけでも何でも無い訳で、どこまでどれだけ線量が高まるかは、その時その時の事象によって変わります。

ただし、PAZは5km圏であり放射性物質の放出源に近いことから、放射線量が比較的短時間で上がってしまう確率が高いので、事前に取りべき措置を決め、かつ放射性物質の放出前から対応すると決めておくエリアとしましょうとしています。

それに対して、5kmを越えたエリアは、シミュレーション結果では、放射性物質の放出があったとしても線量がいきなり上がることはまずないことから、どのタイミングで屋内退避をし、どういう状態になったら次のアクションを取るかということを事前に決めておいて対応する、としています。これは蓋然性の問題です。

UPZ圏外は、カテゴリでいうとUPZ圏内と違いは無く、事前にどこまでのことを準備しておくかの違いだけだと思っていただければ、と思います。どういった線量になった時にどういった対応を取るのかについては、UPZ圏内外は同じだと思っ

ていただいている。ただ、 $500\mu\text{Sv/h}$ というレベルの放射線量に達する、ないしは、 $20\mu\text{Sv/h}$ というレベルに達する。その蓋然性を考えると、UPZ圏内よりも圏外は低い。ないしはある一定の時間が確保される確率が高いので、事前にどこまで決めておくかというレベルにおいて内外で分けているだけだということです。

ですので、こういったタイミングでこういった対応を取るかについては、全面緊急事態に陥った場合、UPZ圏内の方はまずは屋内退避を念のためしていただく。圏外の方がたについても、実際に放射性物質が放出されて線量上がるまでは一定の時間が確保されるものの、こういった段階になったら屋内退避や一時移転をするかについてはUPZ圏内と同じ対応をしていただく、というものと思っただけだと思います。

他の地域でも同じような御質問を受けたことがありますけれども、準備をどこまでするのかについて一定の指針を定めているだけですし、われわれの目から見るとより重要だと思われるのは、原子力災害がどういう性質のものでどういうことが起こり得るかについて、私どもからも情報提供をさせていただいて、何が必要なかをそれぞれ判断していただくことかと思えます。

○高島市

言われることは分かります。準備をすべてUPZ外に広げた場合に際限がないということも理解。

何か起こった時に、UPZの中は少なくともモニタリング体制がしっかりと計画されているが、外については、内と同じ対応と言われつつも、そのあたりの対応について明確には触れられていない。固定ポストを置けというのは難しいと思いますが、例えば可搬型だとかモニタリングカーだとか、そういうものでUPZ圏外までモニタリングしようとする一つの県だけでは大変なので、広域的な測定の支援をしてもらいながら、圏外においても速やかにモニタリングをして、一定の線量に達していないのであれば安心材料になるし、UPZと同じような屋内退避、もしくは一時移転が必要であるという状況であれば、即対応しなくてははいけませんので、UPZ圏外のモニタリングについても広域支援を含めたなんらかの記述が必要と考えます。

○内閣府

御指摘賜りました。このような意見があったことは報告したいと思えます。今重要な指摘を頂いたと思えます。モニタリングの体制について、先ほど実際の放射線量の値に応じて実際に必要とされるべき措置を決め、措置を講ずるタイミングを図るという御説明をさせていただきました。その大前提は放射線量がどの程度であるかという事をきちんと見える化し、皆さんに判断頂く材料としてきちんとご提供できる体制を作ることが必要でして、体制を強化する、どこまでの範囲までかというのは議論があると思えますが、緊急時モニタリングの実施体制について整理した資料もつけております。高島市から御指摘いただきましたように、どの範囲の方がたにどの対応を取っていただくかを判断する上では、線量がわからないと対応のとりようがないというの

はその通りだと思います。その時に、県をまたぐべきかどうかは状況によりますが、きちんと状況が把握できる体制の確保の重要性については、我々としても認識しているところですので、どういう対応が可能か、引き続き検討を深めていきたいと思いません。

○原子力防災専門委員

今の議論に関してですが、内閣府の言われるように、各県のモニタリングをいかに実効性あるものとしていくかが、非常に大事だと思います。やっておられる可能性もありますけれどもお願いしておきたいのは、もし、高浜原発に事故が起これば、福井県のモニタリングでどの程度の線量が出ているかがわかると思いますが、滋賀県のモニタリングもあります。放射線は空間的に広がっていきますので、ここでこういう線量が出た、風向きはこうだからここに行くだろうということを、各県のモニタリング結果をうまく使って、国として各県とも協力して、実効性あるモニタリングシステムを構築していただきたいと思っています。

○内閣府

非常に重要な御指摘を頂いたと思います。今は、基本的には、現地対策本部が高浜のオフサイトセンターにできます。緊急時モニタリングの結果も、そこに集約される体制を作っています。データを集め、その中で関係の府県、市町と情報を共有できる体制が立ち上がることとなります。

それに加えて、気象条件とか、気象情報も重要なポイントとなってきます。これもオフサイトセンターで集めることができるシステム作りを進めています。ただ問題は、予測できるか。ここはもう少し検討の余地があって、どれだけの放射性物質が出るのか、どのタイミングでどの方向にどのくらいの風速で風が吹くのかについては予測ができないものですから、まずは、きちんと情報を集約できるところまでは作り上げよう。それを関係各所と即座に共有できるという体制を、まずは立ち上げようとおもっているところでございます。

○原子力防災専門委員

同じようなことの繰り返しになってしまうかもしれませんが、高浜ということですので、滋賀県の場合、高島市の一部だけがUPZ内だということが非常に重要なことだと思います。

例えば、EALに基づく屋内退避についても、UPZ内であれば全面緊急事態になった時にすぐに屋内退避になる。UPZ外につきましては、事態の進展等により必要に応じて、とワンクッションはありますので、この部分で情報伝達が非常に重要になる。特に、UPZ外になりますと、UPZ内に比べて事前の準備の部分もどうしても薄くならざるを得ない。面積も広いということもあろうかと思えます。事前の住民へのお知らせについても、UPZ内に比べると少なからざるを得ない。

たしかに距離が離れていますので、原子力発電所のリスクとしては低いかもしれま

せんが、距離が離れていて面積が広がっていることから、事前準備が少ないというUPZ外ならではの困難さがあるかと思っておりますので、この点に配慮する必要があると思っております。

特に、モニタリングにつきましても、UPZの中でしたら固定式モニタリングポストがありますけれども、外につきましても面積も広いしモニタリングポストも少ない。人も多くは張り付けられないとなれば、効率的なモニタリングが必要になってきます。

繰り返しになりますが、UPZの外は外独自の困難さがあるということで、しっかりと御対応いただくことが必要だと思っております。

○内閣府

また重要な御指摘を頂いたと思っております。UPZ外は、先生おっしゃるとおり広いので、全部一律で準備をするという事はものすごい負担がかかってしまう。ただ裏を返すと、リスクの問題もあるのですが、事前準備のレベルを内外で多少変えていますので、いざことが起こった時に、より柔軟に臨機応変に対応を取る必要があるという事はおっしゃる通りだと思っております。

繰り返しになってしまいますけれども、まずは現地対策本部、高浜のオフサイトセンター内につくるのですが、そこが一つの情報の結節点になる。ここがいかに有効に機能するかが非常に重要になってこようかと思っております。それを受けて、距離があることで確保された一定の時間にどれだけ柔軟かつ効果的な対策を講じるか、どこまで何をしておくべきなのかを合理的に判断すべきだと思っております。その中で、モニタリングのあり方についての御指摘もございましたけれども、御指摘も踏まえながら具体的に考え方を整理し、関係者の方に報告をしたうえで対応したいと思っております。

○原子力防災専門委員

さらに付け足しになりますが、モニタリングデータの情報共有について、先ほど福井県、京都府、滋賀県それぞれで分析体制があつて、県がまたぐのはどうかとおっしゃったのですが、国としては、ぜひ県をまたいでいただきたい。そして、それぞれのモニタリングデータを高浜に集約するとおっしゃっていましたが、その集約の仕方とか、アウトプットとして、緊急時対応を担っている方々への発信をできるだけ効果的にしていただきたいと思っております。また、屋内退避されている住民の方への情報発信。発信と一言でいっても行政への発信と住民への発信は種類が違うと思っておりますので、今後継続的に改善して、モニタリング情報の集約、発信という情報伝達に特化したような訓練、シミュレーションをすることがものすごく重要なことだと思っております。いったん事が起こってしまえば、色んなパターンで事前に準備したことが活かされると思っておりますので、ぜひ継続的に改善して、充実していただきたいと思っております。

○内閣府

わかりました。説明を飛ばしてしまったのですが、いかに情報発信するのかについての準備体制を整理した部分もあります。国ができること、府県の方がたにお願いせ

ざるを得ないこと、府県を通じて市町の方がたにお願いせざるを得ないこと、ないしは市町の方がたが市町の中で持っている情報伝達体制に頼らなくてはならないこと、いろんなレベルがあるかと思えます。

市町のなかでも自治会組織を通じて情報伝達を考えておられるところもございませし、あとは広報車、広報施設を使った方法を中心に考えておられるところもございませし、エリアメールみたいなものを使って対応をとられることを考えておられるところもあろうかと思えます。それぞれにそれぞれの役割をきっちり果たすことで、結果的に住民の方がたに情報が届かなければ意味が無い。または避難の判断、ないしは避難のアクションを取る、取らないの判断をする方にきちんと情報が届かないと意味がないということはおっしゃる通りですので、それぞれのレベルで、それぞれのアクションないしは御判断に必要な情報が届くような体制をつくり、かつそれがワークするようなソフト面の対応を訓練等を通じて、今後具体的に検討していきたいと思えます。

○大津市

全面緊急事態となった場合、UPZ圏内外で屋内退避の可能性があるという事なんですけれども、この場合、国、県が協議して判断され、屋内退避の指示を出すことが決まった際の出し方について、原発から40kmとか50kmとか、同心円で出されるのか、それとも市町単位で出すのか。この時点では放射性物質は放出されていないので、モニタリングは関係ないですよ。その時に、モニタリングもない、スピーディーの運用もおやめになられた。それでは、どこの線引きで出すつもりをしておられるかを教えていただきたいです。

○内閣府

同じような議論が内閣府の協議会でもなされていて、その報告という形で御説明をさせていただきます。

30km以内の方は全面緊急事態の時点で屋内退避となります。30km外の方には、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて屋内退避をする可能性があることについて注意喚起をすることとなっています。

このことに対する質問に対し、原子力規制庁からの回答は、どの程度の規模の漏えいがどのくらいの期間起こるかわからないので、事前に決めておくことは出来ない。このため、格納容器の圧力ですとか、敷地の一番近い空間線量がどのくらいのレベルなのかなど、実際のプラントの状況を見たうえで、原子力規制委員会に報告をし、規制委員会の専門家の方たちが専門的な知見をもって必要性を判断し、政府の原子力災害対策本部を通じ、府県に伝わるという事になっています。

基本は、同心円で決めることを想定しています。実際の事態に応じて、必要な範囲に指示が出るという事になっております。原子力対策本部とか地方公共団体に連絡が行くのですが、どの範囲で区切るかの境界線については、行政単位を基本に置くべきだろうという回答がなされています。これはもちろん、政府の原子力災害対策本部か

ら連絡を受けた府県がその必要性を判断するという事になっておりますので、こうじゃなきゃいかんということが決まっているわけではありません。実際の状況と専門家の判断によって必要な対応を特定し、それが県を通じて市町に連絡がいく、ということになっております。

○高島市

高浜地域のUPZに、滋賀県は人が住んでいないことから対象がいなくなっています。何かあったときに、人が住んでおられるところでは屋内退避などの措置が取られることとなります。しかし、山に入っている人へ情報が届けられないという事があります。防災無線も届きませんし、携帯も不通のところもけっこうあります。その方がたに下山を促す手段は、現実問題あまりないと言う状況です。

本格的な登山であれば、山小屋があつてそこに行けば情報が取れる。しかしながら、滋賀、京都、福井の県境にある山にはそこまでの設備があまり無い中で、そこに登っておられる方に下山を促す情報を伝達するにはヘリくらいしかないかと思いますが、もしブルームが飛んでる中ではヘリがブルームに突っ込むこととなりますので、自衛隊や消防など実動部隊による登山者への呼びかけを考慮いただきたいと思います。人が住んでいるところだけに集中しがちな対応となってくるので、そうではない部分にも目を配っていただきたいというお願いをしておきます。

○内閣府

わかりました。まずは人が住んでいるところへの対応が中心になると思いますが、登山者の人数が多いところを中心とした対応になると思いますが、御指摘いただきました、情報が届くべき人に届ける体制をきっちりつくるというのは、今後とも広報の体制として考えていかななくてはならないポイントだと思っておりますので、この中で具体的に何ができるのかを考えていきたいと思っております。

○事務局

一点確認させてください。御説明の中で、緊急時対応は、18日の原防会議で合理的かつ具体的であると了承されたということですが、「現時点で」が前提だったと思います。

では、今後、具体化や詰めていく点など改善をどのようにしていくのかをお聞かせ願えませんでしょうか。

○内閣府

やり方は具体的に決まっているわけではありませんけれども、課題として残ったものについては関係方面と調整しながら前に進めていかななくてはならないと思っています。例えば川内発電所の周辺地域の事態対応についても、とりまとめがなされた後でバス事業者さんとの協定締結でありましたりとか、鹿児島県主催の訓練が昨日行われ、そこで課題が出てくれば課題解決に向けて具体のアクションを取っていただくこ

とになると思います。

次の期日が決まっているわけではありませんけれども、課題として明らかになっていることがあるのであれば、なるべく早い段階で解決すべく取り組んでいきたいと思っております。

○事務局

ありがとうございます。その改定作業を、ぜひ見える形でお願ひします。

○西川防災危機管理監

ここで、12月16日に開催されました福井エリア地域原子力防災協議会において、私どもの西嶋副知事が提案をしております、その要旨を御報告させていただき、この項を終わらせていただきたいと思います。

県の基本的なスタンスというのは、若狭地域に立地している原発の恩恵を長年にわたって受けながら生活していることから、立地自治体と住民の皆さんに敬意と感謝の念を持つ。

一方、本県が隣接する若狭地域には全国最多、14基の原発が集中立地しており、その多くが老朽化するとともに、使用済核燃料が蓄積されている。141万人の県民の命は言うに及ばず、近畿1,450万人の命の水源である琵琶湖と、その集水域である山林を預かる滋賀県としては、万が一にも原子力災害を起こさせない、かつ、それでも災害が起こってしまった際に被害を最小化するため、実効性ある多重防護体制を構築する必要があるが、まだ道半ばである。併せて、使用済核燃料の処理や廃炉対策などがされておらず、現状では、原発の再稼働を容認できる環境にはない。

一方で、原子力発電所が集中立地する若狭地域に隣接する自治体として、現存する原発に係る防災対策を進めるため、実効性ある多重防護体制の構築に取り組んでいるところである。

次に要望については、PAZ並に精緻なUPZの避難計画を作成してほしいという事です。先ほどの議論にありますように、UPZにおける避難はPAZより大規模になるため、円滑に避難を実施するためには、事前により周到な計画を立てるとともに、輸送機関や建設業など関係機関の支援を受ける必要がある、ということ。

それから2点目は、国が広域調整を行い取りまとめた支援体制を実際に動かす仕組みが見えない。例えば、南海トラフ大地震への対策では、中央防災会議が全国規模の広域的な応急活動計画を策定し、自衛隊、警察、消防14万人を3日以内に派遣することや、DMATの派遣体制、救援物資の輸送などを定めている。原子力防災ではそのような計画は無く、要請があつて初めて運用することになっているので、予め各組織で運用計画を定めるとともに、国として応急活動計画を策定するなど支援を確保すべきであるということ。それから、先ほどから出ております避難用バスの確保、ならびに運転手への輸送業務従事を強制できない点をどう考えるか明示していただきたい、という趣旨の発言をしていることを紹介させていただきます。

■高浜発電所に係る原子力事業者との連携協力について

○原子力防災専門委員

琵琶湖への配慮について、関西電力が琵琶湖のモニタリングに協力することを地域防災計画に記載するとありますが、ここについては、事業者が県とオフサイトのモニタリングを行うということかと思いますが、地域防災計画に体制や指揮命令系統、あるいは情報伝達系統についても、詳細に設定しておかないと混乱する可能性がありますので、具体的に決めていただくことが必要かと思いますが、よろしくお願ひします。

○事務局

今の御意見いただきました点につきましては、今後、細部を調整、協議させていただきます。きちっと指揮命令系統が定められるようやっていきたいと思ひます。

○原子力防災専門委員

要綱の改正について、特に問題があるという事ではございませんけれども、コメントをさせていただきますと思ひます。

原子力施設に重要な変更が行われる際の事前説明と、施設に停止等の特段の措置を講じる必要が生じた場合、との記述がありますが、原子炉の安全性確保を計画的にやるには、引き続いた改善が必要だと思ひています。そういう意味で、事前説明があるので重要な変更をやめておこうか、とかにならないように是非お願ひしたいです。

それから、学生に指導している際には、危ないと思ったら停止ボタンを押せ、と言っていました。商業炉は経済性の問題があると思ひますけれども、安全性を確保するには停止することがまず第一だと思ひています。この文章で、「停止をする特段の必要が生じたこと」が「危ないこと」だと捉えられると困る。安全性を確保するためにはすぐにでも停止していただきたい、という趣旨でコメントさせていただきます。

■原子力発電所に係る現況報告について

○原子力防災専門委員

関西電力さんの現状の説明について、事故時の対応をしっかりとなさっているという説明を聞いて安心したところです。先ほどから国の方が緊急の時の避難体制について説明があったのですが、事故が起こった際にどのような放射性物質が放出されているかなどの、事業者からの技術的な情報提供が無ければ動かないような避難計画、仕組みだということです。事故時の対応について説明いただきましたが、オフサイトセンター対策本部であるとか発電所対策本部それぞれが任務として書いてありまして、オフサイトセンターでは地方公共団体への情報発受であるとか、発電所では緊急時の環境モニタリングと書いてあります。関西電力さんの事故対応の体制と、自治体とか国の体制の結びつき方、特に情報をどのように提供するのか。情報の共有はオフサイ

トセンターでやることになっているのですけれども、発電所で環境モニタリングをやることになっておりまして、滋賀県の対策本部とかとの情報の双方向の授受の体制も、国が示されたような詳細なものがあれば、このような対策が取られていることが明確になります。もちろん事業者の第一任務は、敷地内の事象に対してどう対応するかという技術的なところにあるとは思いますが。

訓練についても、「国、自治体との協力」は言葉では一言ですが、色んな訓練すればするほど、例えば県と国との間でも情報の授受は、周到な準備をして訓練をしていかなないと、緊急時にはうまく働かないというのは、原子力災害以外の他の災害でも必ず反省点として出ております。特に原子力発電所の事故では、発電所の状況でかなり避難計画などが変わってくる状況がございますので、多分考えておられると思うのですけれども、国や自治体とどのように情報を共有するのかという面だけでも結構ですので、具体的にわかりやすく体制、システムのつながりを示していただけると、住民の方も安心されると思いますし、今後、国や自治体と事業者との間でどのように訓練していくか、共有していくかを考える上でのたたき台となるとと思いますので、ぜひそのようなものをお示ししていただければと思います。

○関西電力

重要な御指摘ありがとうございます。今日の説明にはありませんでしたが、その点についても体制を組んでおりますので、そこについても機会を捉えて是非御説明をさせていただきたいと思っております。

○原子力防災専門委員

全体的なコメントですけれども、事故が起こる、あるいは起こった後の、ミティゲーションに関することです。事故時対応能力の向上として、緊急対策要員としてやっておられるので、どんどんこういう訓練を続けていただきたいと思います。

その時に気になるのが、事故が起こったら、プラント全体の状況がどうなっているかについて、所長あるいは安全統括者がどういう判断をするかが非常に大事になってくると思います。このため、ブラインドテストなどをやる方がいいのかもしれませんが、できるだけプラント全体の情報を集め、それを基にその場で状況を判断し、最適な処置が何かを決断できるような体制に持って行っていただきたいと思います。

重要な事故が起こりますと、計器とかの数字が信用できない場合があります。ただし、その場合でも色んな測定データを見ると、信用すると危ないと言う判断もできると思いますので、そのような全体的な判断力を養うような訓練をぜひよろしく願います。

○関西電力

御指摘ありがとうございます。訓練は重要でございます。訓練の場合に、当然手順とか判断基準とかは用意してございますけれども、御指摘の通り実際に起こる現象はそれに全部従えないということでございます。これについてもブラインドの訓練をし

でございますし、プラントの最終判断はすべて所長がすることになっています。ただ、所長がすべての情報を得て判断する。これ事故時にはかなり情報量や判断量が多くなることとなりますので、それを補佐する安全統括を置くとか、原子炉主任技術者をプラントごとに設置しておりまして、それを含めて臨機応変に対応できるよう訓練をしているところでございます。

■その他

○事務局

一点お願いがございます。現在、県の地域防災計画の原子力災害対策編の見直し作業に入っております。先日、11月30日に、県原子力防災専門会議で御意見をいただいたところでございます。今後、改定に向けまして、市町の皆様にも御意見を伺う予定でございますので、その際にはよろしく申し上げます。